

第 1 回 臨 時 会 会 議 録

令和 6 年 1 月 19 日（金）開会

南 小 国 町 議 会

令和6年第1回南小国町議会臨時会会議録（第1号）

令和6年1月19日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 専決処分の報告について（令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第9号））

日程第4 議案第2号 南小国町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第3号 令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第10号）

日程第6 議案第4号 令和5年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第5号）

日程第7 議案第5号 令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第6号）

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1番 下 城 孔志郎

2番 北 里 桂 一

3番 佐 藤 毅

4番 森 永 一 美

5番 井 野 和 哉

6番 後 藤 六 男

7番 穴 井 秀 房

8番 穴 井 則 之

9番 井 上 則 臣

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。（2名）

議会事務局長 北 里 能 蔵

会計年度任用職員 室 原 明 子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長 高 橋 周 二

教 育 長 岩 切 昭 宏

福 祉 課 長 朝 日 康 博

建 設 課 長 本 田 圭 一 郎

まちづくり課長 宮 崎 智 博

税 務 課 長

（会計管理者兼務） 松 岡 洋

農 林 課 長 河 本 孝 博

町 民 課 長 河 津 頼 子

教育委員会事務局長 穴 井 康 治

総務課審議員 高 村 竜 二

開会 午後 1 時 3 1 分

-----○-----

○議長（井上則臣君） こんにちは。

本日の出席議員は 9 名です。定足数に達していますので、ただいまから令和 6 年第 1 回南小国町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定により、6 番、後藤六男議員、7 番、穴井秀房議員を指名いたします。

-----○-----

日程第 2 会期の決定

○議長（井上則臣君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。

会期は、本日 1 日と決定いたしました。

-----○-----

日程第 3 議案第 1 号 専決処分の報告について（令和 5 年度南小国町一般会計補正予算書（第 9 号））

○議長（井上則臣君） 日程第 3、議案第 1 号、専決処分の報告について（令和 5 年度南小国町一般会計補正予算書（第 9 号））を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 1 号、専決処分の報告について（令和 5 年度南小国町一般会計補正予算書（第 9 号））について、歳入及び歳出につきましては総務課審議員から説明させます。

○議長（井上則臣君） 高村審議員。

○総務課審議員（高村竜二君） 議案第 1 号、専決処分の報告について。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定を適用し、次のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 1 月 1 9 日提出、南小国町長、高橋周二。

専第1号、令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第9号）。

次のページをお願いします。専第1号、専決処分書。令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第9号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月4日、南小国町長、高橋周二。

次のページをお願いします。専第1号、令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第9号）。

次のページをお願いします。令和5年度南小国町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億6,502万1,000円とする。

令和6年1月4日専決、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いします。歳入です。

寄附金、寄附金、ふるさと寄附金、今回2億円を増額し、12億300万円とするものです。内容としましては、ふるさと納税寄附金の増額によるものです。10月の専決にて3億円を追加して10億円としておりましたが、12月末にて寄附金の総額が10億円を超えていましたので、増額したものです。

7ページをお願いします。歳出です。

総務費、総務管理費、財政管理費、今回2億円を増額し、12億551万3,000円とするものです。内容としましては、ふるさと納税に対する経費分でありまして、役務費1,809万9,000円、こちらは通信運搬費としてサイト利用料、クレジット決済手数料となっています。委託料8,190万1,000円、ふるさと納税業務委託料で謝礼品代、送料等となっています。積立金1億円、ふるさと納税基金積立金となっています。

以上です。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 直近で、今、ふるさと納税が累計で幾らなのか教えていただけますか。

○議長（井上則臣君） 総務課、高村審議員。

○総務課審議員（高村竜二君） 現在11億716万9,900円となっております。

こちらは、12月末現在の状況です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 高村審議員。

○総務課審議員（高村竜二君） 数字で申し上げます。1107169900であります。もう一度、伝えます。1107169900でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） よろしゅうございますか。ほかに質疑ございませんか。

1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） 3点ほど。これを専決処分しなければならなかった理由、これは12月末で締めるということで専決処分にしたのか、どうなのか。専決処分そのものは議会に間に合わないから早いところ専決処分するという事なんでしょうが、その理由を一つお伺いします。

それから、その基金の積立金の総額を教えてください。

そして、その基金は、すぐすぐどうのこうのということはないでしょうけれども、こんなことに使いたいなというものがありませんでしたら教えてください。

以上、3点お願いします。

○議長（井上則臣君） 高村審議員。

○総務課審議員（高村竜二君） まず、専決の理由であります。12月末時点で12億円に近くなっておりましたので、歳入に伴いまして歳出が発生するため、専決とさせていただきます。

○議長（井上則臣君） 議会後に増えたんですね。

○総務課審議員（高村竜二君） はい、歳入に伴いまして、その歳出、経費、通信費と委託料等が同時に発生するということがありますので、専決ということでさせていただきます。

2番の基金の状況であります。令和5年度現在14億5,536万6,007円。数字で言いますと、1455366007となっております。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） あと、使途に関してでございますけれども、その基金に関する条例みたいなものを議員さんも御存じかと思っておりますけれども、それにのっとり基本的には使うということが原則であろうと思っております。もちろん、ふるさと納税という形で南小国町を応援するという意味合いで頂いておりますので、これまでは結構コロナ禍とか物価高騰とか、そういったところで守りの部分でもあったわけですが、今後はやっぱりいろいろな形での投資的な意味合いのものに使うべきではないか、未来への投資といった部分で使うべきではないかと個人的には考えているところでございます。あとは、そういった条例とかにのっとりながら、その使い道を判断していきたいと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ありがとうございます。

ほかに質疑ございませんか。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第1号、専決処分の報告について（令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第9号））を承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は承認することに決定されました。

-----○-----

日程第4 議案第2号 南小国町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井上則臣君） 日程第4、議案第2号、南小国町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第2号、南小国町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、町民課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 議案第2号、南小国町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

南小国町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年1月19日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の施行による戸籍法（昭和22年法律第224号）の改正に伴い、戸籍証明の広域交付等に係る

手数料を定めるとともに規定の整備を行うため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

2ページ、おめくりください。新旧対照表になります。

1ページ目をお願いします。改正後の第2条第1項1号及び4号により、自らや父母等の戸籍について本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口でも戸籍証明書、除籍証明書の請求が可能になります。3号及び6号につきましては、戸籍謄本の電子証明書提供用の識別符号を発行できることにより、必要な情報だけを申請等で必要な機関に提供できるようになるものです。

次に、新旧対照表の2ページをお願いします。7号につきましては、今まで戸籍の届出書は法務局に提出しておりましたが、町で保管することになるため、今後は必要なときに町で戸籍の届出の内容証明書を請求できるものになります。8号は、請求ではなく、閲覧の場合になります。

新旧対照表の前のページにお戻りください。附則、この条例は、令和6年3月1日から施行する。

以上になります。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） すみません、かみ砕いて、やさしく内容を説明していただけないでしょうか。どういうことがどうなるんだということぐらいで結構ですので、内容がこれだけでは分かりません。よろしく願いいたします。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） すみません、なるべく分かりやすくと思ったんですが、申し訳ありません。

まず、今まで戸籍の証明書や除籍証明書は本籍地の市区町村で取っていただいていたんですが、それが本籍地がある市区町村以外の市区町村の窓口でも取ることができるということが一つになります。

もう一つが戸籍謄本の電子証明書提供、こちらが戸籍に識別符号がつきまして、その識別符号がこれですよという証明書が出ることにより、それを必要な機関に提供されたときに、そこが必要な情報だけを入手できるという形になります。例で申し上げますと、パスポートを取られるときに戸籍謄本を今取っていただくんですが、その中の情報が全てパスポートの申請に必要なものとは限らない状況に今あります。この識別符号での提供により、必要なものだけをパスポートの申請に必要なところが得ることができるといった形になります。

あとは、今まで戸籍の届出書というものは一定期間で法務局に提出になっておりました。それを、今後、戸籍の届出書を町で保管することになるので、ただ、そこにはいろいろ細かいところがありまして、本籍地に出たものだけとか、いろんな縛りはあるんですが、そのことによりまして、戸籍の届出書の内容証明書を今までは法務局に出たら法務局でしか取れなかったものが、届出のあった市町村で今後は必要ときに内容証明書をくださいということで請求ができる、もしくは閲覧ができるというものになります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。質疑ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） ほかに質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第2号、南小国町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第3号 令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第10号）

○議長（井上則臣君） 日程第5、議案第3号、令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第10号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第3号、令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第10号）について、歳入につきましては総務課審議員、歳出については各課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 高村総務課審議員。

○総務課審議員（高村竜二君） 議案第3号、令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第10号）。

次のページをお願いします。令和5年度南小国町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,888万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億390万3,000円とする。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年1月19日提出、南小国町長、高橋周二。

5ページをお願いします。第2表、地方債補正。起債の目的、災害復旧事業債、今回2,200万円を増額し、3,790万円とするものです。利率は0.5%です。

8ページをお願いします。歳入です。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、今回1,454万5,000円を増額し、1億4,402万2,000円とするものです。内容としましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金267万3,000円、こちらは法律改正に基づく戸籍附票システム改修業務委託料です。

続きまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,187万2,000円、こちらは政府の経済対策としての低所得者支援給付金となっています。

9ページをお願いします。県支出金、県補助金、総務費補助金、今回392万2,000円を増額し、4,813万6,000円とするものです。内容としましては、物価高騰対応生活者支援交付金392万2,000円、こちらはLPガス使用世帯に対する補助金となっています。

10ページをお願いします。県支出金、委託金、総務費委託金、今回441万6,000円を増額し、1,431万3,000円とするものです。内容としましては、選挙費委託金441万6,000円で、3月7日告示、3月24日投開票の熊本県知事選挙費委託金となっています。

11ページをお願いします。繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金、今回600万1,000円を減額し、1億5,405万7,000円とするものです。内容としましては、歳入歳出の差額の調整を行ったというところです。

12ページをお願いします。町債、町債、災害復旧事業債、今回2,200万円を増額し、3,790万円とするものです。内容としましては、一般単独災害復旧事業債で満願寺川の復旧工事による事業債です。

13ページをお願いします。歳出です。

総務費、総務管理費、一般管理費、今回784万4,000円を増額し、2億3,

064万9,000円とするものです。内容としましては、負担金補助及び交付金784万4,000円、こちらは現在実施しておりますLPガス使用世帯に対する補助金の追加分となっております。今回は1世帯当たり4,000円の補助を予定しています。

続きまして、財産管理費、今回154万1,000円を増額し、4,874万8,000円とするものです。内容としましては、役務費10万円、こちらは管理センター解体に伴う不用物品の廃棄手数料です。続いて、委託料として144万1,000円、こちらは管理センター解体に伴うアスベストに関する採取・分析業務委託料でありまして、来年度、管理センターの解体を予定しておりますが、アスベストの種類によって解体の費用が異なってくるため、その種類を明確にする必要があることから採取・分析を委託するものです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 14ページをお願いします。総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費です。今回267万3,000円を増額し、6,351万8,000円とするものです。内容としましては、戸籍附票システム改修業務委託料になります。12月補正時の内容に変更があり、機能追加が行われたために金額が変更となり、今回その差額分を計上するものになります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 高村審議員。

○総務課審議員（高村竜二君） 15ページをお願いします。総務費、選挙費、県知事選挙費、今回441万6,000円を増額し、441万6,000円とするものです。内容としましては、3月7日告示、3月24日投開票の県知事選挙に係る費用として、委員報酬、職員の時間外手当、旅費、消耗品費、通信運搬費、ポスター掲示場設置・撤去委託料等となっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） 次のページをお願いいたします。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費です。今回1,187万2,000円を増額し、1億8,375万7,000円とするものです。内容としまして、需用費及び役務費につきましては、低所得者支援給付金に係るラベルシール等の消耗品や、印刷製本費として封筒代、また発送にかかる切手代や振込手数料を計上しております。委託料につきましては、低所得者支援給付金に伴うシステム改修委託料でございます。負担金補助及び交付金につきましては、低所得者支援給付金に伴う対象見込額として、均等割のみ課税世

帯10万円掛ける80世帯、及び子ども加算分5万円掛ける30名分で計上しております。ただし、まだシステム改修前でございますので、改修後、正式な数字を出した時点で返還が出ないよう少し抑えた見込額としておりますので、正式な数字を出した後に不足分を補正させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 17ページをお願いします。衛生費、保健衛生費、環境衛生費です。今回56万1,000円を増額し、2億1,882万1,000円とするものです。内容としましては、水道特別会計繰出金35万7,000円と公共下水道特別会計繰出金20万4,000円になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 河本農林課長。

○農林課長（河本孝博君） 18ページをお願いいたします。農林水産業費、農業費、畜産振興費、今回65万円を増額し、998万1,000円とするものです。内容としましては、負担金補助及び交付金、原野火入れ関連事業補助金65万円でございます。例年、当初予算に計上しておりまして、本年度は骨格予算であったため、本来であれば6月補正予算に計上すべきでありましたが、計上漏れとなっております。今後の野焼き関連の補助金といたしまして、今回の臨時議会へ計上させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 19ページをお願いします。商工費、商工費、商工振興費です。今回20万円を増額し、1億627万9,000円とするものです。内容としましては、負担金補助及び交付金20万円の増額、申請者の増によります住宅リフォーム助成事業補助金の増額です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 土木費、道路橋梁費、道路新設改良費、今回300万円を増額し、8,179万円とするものです。工事請負費になりますけれども、先の臨時議会におきまして、8月になりますが、町道黒川小田線道路防災工事につきまして、現在完了を目指し工事を行っておりますけれども、着手後の法面清掃後の結果、岩盤の範囲が当初予定していた範囲より広く、また急勾配となっております。そのため、吹付法枠の植生工が困難となり、枠内モルタル吹付に変更し、また空洞部にモルタル充填を行うこととして、また岩盤面積の増に伴う安全性の確保等を含めまして吹付法枠工の面積増を行うものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 高村総務課審議員。

○総務課審議員（高村竜二君） 21ページをお願いします。消防費、消防費、災害対策費、今回62万2,000円を増額し、803万6,000円とするものです。内容としましては、令和6年能登半島地震の被災市町村に対する人的支援として職員が派遣された場合の旅費となっています。職員3名の支援先への往復の旅費を想定しております。現在のところ、総務省より九州地方知事会へ支援要請があつておりますので、スケジュール調整可能な職員を募っているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） 22ページをお願いいたします。教育費、中学校費、学校管理費です。今回補正額10万3,000円を増額し、4,742万8,000円とするものです。内容につきましては、使用料及び賃借料10万3,000円の増額、下水道使用料の増額となります。南小国中学校におきまして漏水が発生しており、原因の特定ができておりません。そのため、時間を要していることから、下水道料金が不足しているためです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 災害復旧費、公共土木災害復旧費、公共土木災害復旧費、今回540万円を増額し、1億8,656万6,000円とするものです。委託料になりますけれども、測量設計委託料400万円の増額につきましては、6月補正予算により行いました小田川河川改修工事を行うに当たり、関係者との協議の結果、工事に伴う地盤の変動、振動等による建物への被害が生じた場合の補償等について調査、算定を適正に行うため、その調査を行うとして増額を行うものでございます。また、発注者支援業務委託料140万円につきましては、令和2年災の工事監督支援業務としまして、令和6年1月末として予算計上し業務を行っておりますけれども、関係する工事が関係地権者との絡みから令和6年3月末完了予定となったことから、それに応じた監督支援業務を延期することに伴う委託料の増となります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） 1点お尋ねいたします。13ページのLPガス使用世帯支援事業補助金ですけれども、こちらは追加分ということですが、確か秋ですね、

11月からも各世帯6,000円分のくらし応援券のような町内での商品券を配付いただいたかと思いますが、今回はこういった形での補助をお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（井上則臣君） 高村総務課審議員。

○総務課審議員（高村竜二君） 今回は、前回と異なり、LPガス協会へ委託を行い、協会から対象者へ連絡がありまして、申請書を提出するという事で申請者に直接交付するものとなっております。現金の交付となっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） 追加でお尋ねですが、LPガス協会に委託ということで、例えば一般家庭では小国郷内のガスを取り扱っていらっしゃる事業者さんと契約されているかと思いますが、そういった場合はどういうルートになりますか。

○議長（井上則臣君） 高村総務課審議員。

○総務課審議員（高村竜二君） 小国のガス関連会社についても協会に加入しているということでありますので、協会がそちらの対象者を把握していると認識しておりますので、そういう形でしていると思います。また、漏れがないようには気をつけていきたいと思っています。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） すみません、最後に1点だけ。実際にLPガスを使用している世帯の方にはどこから通知が来る、町から来るのか、それとも契約しているLPガスを取り扱っていらっしゃる事業者さんから何かしら通知が来て、そこに対して申請をする形なのか、そのあたり決まっているものがあれば詳しく教えていただけたらと思います。

○議長（井上則臣君） 高村総務課審議員。

○総務課審議員（高村竜二君） すみません、説明不足でした。町から連絡がいくのではなく、LPガス協会から連絡がいくものと思います。お金は委託金にその交付金も含めておりますので、協会に交付金も含めて委託をする予定ですので、町から協会へお金がいき、協会から対象者にお金が行く予定となっております。現金です。

○議長（井上則臣君） そうですね、すみません、LPガス協会から個人に振込がいくはずでございます。業務用が申請があったと思うんです。それをLPガス協会に申請すれば、その申請者の口座に振り込むという仕組みとなっております。個人です。

いいですか。後でもいいんですけど、もし詳しくあれば。

では、高村審議員、お願いします。

○総務課審議員（高村竜二君） すみません、対象者の口座に振込になる予定です。協会に委託ということになっていますが、広報等により町から事業周知は併せて行う予定です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 今回の件と同じこととお聞きいたしますが、協会に委託料を支払うということでしたが、前は町からしているため、委託料等は発生していないんじゃないかなと思いますが、わざわざ協会に委託して、委託料まで支払って、この補助を行うということに、前回とわざわざ変えたということに何か理由がございますか。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 私からお答えさせていただきます。

前は、町のくらし応援券と同時期に交付ということでしたので、内部で協議の結果、町内での景気回復とか、そういった部分の生活支援と併せて交付をするというところで、くらし応援券と同様の形での交付をさせていただきました。今回以降がまた追加の交付があるかどうかも見えないところではございますけれども、金額は1世帯当たり4,000円、それに対して郵送コスト、その他いろいろな経費を考えると、なかなかくらし応援券的な形での交付というのは現実的に費用対効果、その他いろんな面も含めましてLPガス協会への委託のほうがより効果的であると判断をいたしまして、いろいろ内部で協議の結果、LPガス協会へ委託するという形になりました。前回は県内で6,000円の交付が行われた中で、各市町村でLPガス協会に委託された市町村がほとんどで、うちのようにくらし応援券もしくは商品券的な形で交付をしたところがうちを含め2件（2町）だったというところで、そういったところも勘案しまして、今回は協会への委託という形にいたしました。ということで、今回は補助金という形でLPガス協会へ交付をして、そこから各LPガス使用者の方へ4,000円の交付がなされるという形となります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 大体分かりました。ただ、これは委託料が郵送料等よりも安いという判断ということでよろしいですか。前はくらし応援券と一緒に出したから郵送料が安くなるからしたけれども、今回はその金額が委託料のほうが安くなるから委託するというところで考えてよろしいですか。

それから、もう一つ、もし次回またくらし応援券のような形で一緒に出すことがあれば、今度は委託じゃなく、町独自でやるという考えに基づくものとなりますが、そういうことで考えていてよろしいでしょうか。どうぞお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 議員のおっしゃるとおり、郵送コスト、各世帯あたりに郵送する形になりますので、郵便費用、並びにくらし応援券の印刷、また商工会に換金等の委託がありますので、その事務費用、もろもろを含めるとそれなりの金額がかかってきますし、6,000円のくらし応援券、2万円のくらし応援券、4,000円のくらし応援券ともに郵送料は1件当たりの金額はあまり変わらないという形になりますと、交付するたびにその郵送料がかかってまいりますので、そういった形でいくと、LPガス協会へ委託したほうが経費的にも安くなるというところで、今回はこちらのほうに決めさせていただきました。

今後、くらし応援券並びにこのLPガスがどういう形になるのかが見えておりませんので、明確にどうするという方向性はお示しはできませんけれども、将来というか、先の状況に応じまして、そういったところは判断をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） これは今に附随することなのですが、一応手数料等の費用がかかるという話でございましたけれども、業者から口座に振り込むとなると振込手数料とかがかかるでしょう。それならば、業者にその分だけの4,000円を値引きしてもらって、差し引いた形で引き落とすという形をとったほうが手数料も何もかからないけれど、協会の考え方なんだろうけれど、そういったところはそうしてもらったほうが早いのは早いし、手数料とか費用はかからないと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 今回の交付につきましては、一応契約者1契約当たり4,000円という金額は決まっておりますので、振込手数料とかは別途県から事務費用という形で補助もごございますので、そういったところでの対応という形で御理解いただきたいと思います。以上です。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 1点目は、20ページの道路新設改良費、黒川小田線の工事内

容の変更ということですが、工事箇所は全面コンクリートの吹付になるということ
でよろしいでしょうか。一部植栽ということでしたけれども、工事の法面全体がコ
ンクリート吹付になるのかというのが1点。

2点目は、次のページの災害対策費で本町から3名程度災害地に派遣ということ
ですけれども、災害地の自治体の少しでも負担軽減になればと思いますが、町内も
ちょうど年度末にかかってきて、やはり3名派遣するという形になると、こちらの
業務もかなり煩雑になってくるかと思いますが、派遣の日数としては、3名、どの
くらいの期間の派遣の予定になるのか。

それと、もう1点、次のページの学校管理費の下水道使用料で漏水のために10
万3,000円追加ということですが、これは下水道使用料が増えるという
ことは水道使用料も増えると思いますが、水道使用料自体は補正をする必要
はないのか、その3点お伺いいたします。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、黒川の法面防災工事になりますけれども、なかな
か言葉で言いづらいところもあるんですが、断面によって、もともとの法面の上部
の始まる位置というのが異なってきます。一方で、もともと岩盤の上に土砂が被覆
されているような状況なものですから、そこらあたりとかの工事上の施工、それと
現場での判断というものを踏まえまして、全てではございませんけれども、ある程
度高めにするという工事を追加しております。その上で、吹付を行う部分というの
は、またこれも範囲が分かれておりまして、法面が高くなる部分はコンクリートの
吹付をもともとやることにしておりました。その中で、吹付の1個当たりの枠の中
に植生工と、いわゆるコンクリートの上に芝が生えるような形を考えていたんです
けれども、結果、法面の勾配が急勾配となったものですから、植生が根づかないと、
そういう形からコンクリートとして最終的に固めてしまうという変更をいたしました。
全てがそういった形になるという形ではございません。当然またその横にはラ
ス張りという形で金網だけで張る部分とかいうのもございます。そういったところ
は、現場の施工性だったりとか、金額とか、そういったものを判断して方針を決定
しております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 高村総務課審議員。

○総務課審議員（高村竜二君） 2番目の質問にありました災害対策費に関してです。

日数としましては約1週間を想定しておりまして、職員は3名程度としております
が、同時に3名というわけではなく、第一陣につきまして1人といったところで予
定しております。スケジュールを調整していただき、可能な職員に対応をお願いで

できればと思っているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） 中学校の漏水につきましては、水道料は計算したところ概算で足りるようなところで弾いております。下水道料のみが不足といった算出になっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 工事箇所は、やはり観光地でもありますので、できるだけ自然、周りの環境に配慮したような施工をお願いできればと思います。

また、人的支援も1名程度ずつ順次応援に行くという形になるような説明でしたので、本当にこれで終わりじゃなくて、またここ数年、10年単位ぐらいで考えるような災害だと思っておりますので、継続的に町からもやはり支援ができるような形を今後考えていただければと思います。

また、中学校は、できるだけ早く漏水箇所を突き止めていただいて、改修をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 私は、1点、13ページの役務費の手数料で管理センターの不用品の処分ということだったと聞きました。片づけることは当然ですけれども、あそこの中にはまだ使えるものもあるんじゃないかなと思いますので、そういうものを少しでも町民にお知らせして、低額ないし、そういうゼロとは言いませんが、幾らかでも買い取ってもらうとか、公売、購入希望があるとは思っていますので、そういう処分する前に一度やっただくことというのは考えているのか、お願いします。

○議長（井上則臣君） 高村総務課審議員。

○総務課審議員（高村竜二君） すみません、先ほどの歳出の説明で不足しておりましたが、まだ使えるような不要物品につきましては入札を年度内に行う予定としております。入札でさらに不用となったものについての廃棄手数料としているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 処分してしまえばごみですから、逆に費用がかかりますので、有効に使えるものがあるのであれば、ぜひ出せるだけ出してもらって、あとは町民が必要か否かというのは判断されると思うので。ですから、なるべくいろんなもの

を役場では要らないということであれば出してもらって、そこに少しでも収入になるようにしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

6番、後藤六男議員。

○6番（後藤六男君） 1点だけ、お願いします。12ページの災害復旧関係ですけれども、一般単独災害復旧事業債ということで2,200万円計上されておりますけれども、これは満願寺川ということで先ほどお答えされましたけれど、その箇所はどこになるんですか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 満願寺川と言いましたか、すみません。小田川、ちょうど悠清苑前の河川改修工事になってきます。令和2年災の際に悠清苑の前が大きく曲がっている関係から、その部分が悠清苑側、それと向かい側の護岸にかなり越水をしたという経緯がございます。その中の一部で災害復旧で採択をやっているところもあるんですが、災害復旧というものは原形復旧という形が原則になっておりますので、それではまた同じような被害が起こるという観点から上下流にわたりまして河川改修工事を併せて行うという形にしております。その中での起債が災害復旧事業債という形で計上が行われております。また、その中には当然今回補正しております測量設計委託400万円の部分だったりとか、そういった費用に対しても起債を充てているという状況です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第3号、令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第10号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第4号 令和5年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第5号）

○議長（井上則臣君） 日程第6、議案第4号、令和5年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第5号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第4号、令和5年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第5号）については、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 議案第4号、令和5年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第5号）。

令和5年度南小国町の水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億349万円とする。

令和6年1月19日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページになります。歳入です。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、今回35万7,000円を増額し、3,962万2,000円とするものです。一般会計からの繰入金となります。

続きまして、歳出です。

水道費、水道管理費、水道総務費、今回35万7,000円を増額し、3,265万8,000円となるものです。委託料、公営企業会計移行に伴うシステム改修業務委託となりますけれども、後に出てきます公共下水道にも関連するんですが、公営企業会計に伴いまして現在とは異なる新たな口座をつくる必要が出てきます。そこに振り込まれる口座に郵便局専用というものがございまして、ほかの金融機関とは若干異なる手続等が発生をしてきます。また、業務の中に収納消込、これは1日当たりの収入と支出、そういったものを消し込む作業、それと一般的に職員が使う財務会計と呼ばれるものがございまして、そういったものが今までは連動していたんですけども、公営企業会計以降は連動しないということを前提としていますので、それらのシステムを改修するほか、会計室等が利用しております納付書等のバーコード読み取り、それとコンビニの収納、そういった形でのシステム改修が必要となってきます。新たな公営企業会計が水道事業と下水道事業、2つの公営企業会計になってきますので、トータル的に今回のシステム改修は56万1,000円が総額

でかかってきますけれども、接続世帯数の案分によりまして、水道分が今回の36万7,000円という形で計上を行っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はございませんか。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第4号、令和5年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第5号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第5号 令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第6号）

○議長（井上則臣君） 日程第7、議案第5号、令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第6号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第5号、令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第6号）については、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 議案第5号、令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第6号）。

令和5年度南小国町の公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万4,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,397万3,000円とする。

令和6年1月19日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページになります。歳入です。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、今回20万4,000円を増額し、5,011万1,000円とするものです。繰入金となります。

歳出です。

下水道費、下水道費、下水道総務費、今回20万4,000円を増額し、2,383万7,000円とするものです。先ほどの水道と同様の部分に関しまして案分された下水道分20万4,000円の計上となっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

質疑ございませんか。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、討論に移りたいと思います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第5号、令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第6号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

これにて案件の審議は終わります。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決されました事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。したがって、この事案につきましては、議長に委任することに決定いたしました。

本日の日程は、全て終了しました。

これで、令和6年第1回南小国町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後 2 時 4 1 分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 6番

会議録署名議員 7番

会議録調製者 北里能蔵

会 議 顛 末

議案番号	件 名	議決年月日	審議結果
議案第 1 号	専決処分の報告について（令和 5 年度南小国町一般会計補正予算書（第 9 号））	1 月 19 日	承 認
議案第 2 号	南小国町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	1 月 19 日	原案可決
議案第 3 号	令和 5 年度南小国町一般会計補正予算書（第 1 0 号）	1 月 19 日	原案可決
議案第 4 号	令和 5 年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第 5 号）	1 月 19 日	原案可決
議案第 5 号	令和 5 年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第 6 号）	1 月 19 日	原案可決

南小国町議会会議録
令和6年第1回臨時会

令和6年1月発行

発行人 南小国町議会議長 井上 則 臣

編集人 南小国町議会事務局長 北里 能 蔵

作 成 株式会社アクセス

電 話(096)372-1010

南小国町議会事務局

〒869-2492 阿蘇郡南小国町大字赤馬場

143番地

電 話 (0967) 42-1125